

日 銀 業 第 2 5 8 号
2 0 2 3 年 7 月 2 5 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正に関する件

現金流通の一層の円滑化に資する観点から、「現金関連取引専用当座勘定」の開設を可能とすること^(注)に伴い、または規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、当座勘定（「現金関連取引専用当座勘定」を除きます。）を利用するオンライン取引先におかれましては、本件改正に伴う事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

(注) 当座勘定取引先による「現金関連取引専用当座勘定」の利用については、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に関するページに掲載している「「現金関連取引専用当座勘定」の利用に関するポイントについて」（2023年7月25日付日銀業第256号）をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編 I. 1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

本利用細則は、日本銀行の当座勘定取引先が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して当座勘定取引およびこれに関連する照会事務を行う場合に使用します。

本利用細則で使用する用語の定義については、「当座勘定規定」、「現金関連取引専用当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則」、「当座貸越に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「当座勘定特則」といいます。）、「逆引振替に関する規則」（以下「逆引規則」といいます。）、「当座勘定（同時決済口）に関する規則」（以下「同時決済口規則」といいます。）、「内国為替（同時決済口）取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「内国為替（同時決済口）規則」といいます。）、「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」（以下「海外預り金入金規則」といいます。）、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「振込規則」といいます。）、「振替社債等資金同時受渡関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、本利用細則以外の他の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」（以下「利用細則」といいます。）によるほか、次のとおりとします。

以下略（不変）

- 第1編 I. 2. (2) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、当座勘定の引落の実行

日本銀行は、当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日に、当座勘定払戻先から日銀窓口に「当座勘定払戻確認情報記入票」が呈示された際に、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。また、日本銀行は、当座勘定払戻先が市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日の前営業日（保管店または直送場所にお

いて当座勘定の払戻を受ける場合には、取引実行日の前営業日の午後4時まで)に、当座勘定払戻先または払戻請求入力先から日本銀行にファクシミリにより「当座勘定払戻確認情報記入票」が提出された際に、当該取引実行日において、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。

この場合、日本銀行は、オンライン取引先である当座勘定払戻先(ただし、出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受ける当座勘定払戻先または自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける当座勘定払戻先を除きます。)および払戻請求入力先(出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受けるために行う払戻の請求、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受けるために行う払戻の請求または他の取引先のための業務区域外からの払戻請求を行った払戻請求入力先に限ります。)に対して、当座勘定の引落を行った旨を通知します。

- 第1編I. 2. (5) (注2) を横線のとおり改める。

(注2) 「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第3条第2項の2にもとづき、同一の金融機関等に属する非オンライン取引先のために市中流通拠点、保管店または直送場所における当座勘定への入金に対応する当座勘定取引の受払明細を取得する場合および「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第3条第1項第1号にもとづき、現金関連取引専用当座勘定への入金に対応する当座勘定取引の受払明細を取得する場合には、所定の端末操作手順に従い、当該入金に対応する受払明細を取得してください。

- 第1編I. 11. を次のとおり改める(全面改正)。

11. 日銀ネット障害時等の取扱い

オンライン取引先は、日銀ネットの障害その他の事由により、日銀ネットを利用して、2.(1)および(2)に定める依頼または請求を行うことができない場合には、書面による当該依頼または請求を行うなど、日銀当座勘定取引店からの指示に従ってください(注1)(注2)。書面による当該依頼または請求を行う場合、原則として、予め交付されている振替依頼書、海外預り金勘定入金依頼書、小切手または当座勘定払戻請求書兼取引内容確認票を使用します(注3)。ただし、逆引振替および自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける場合の当座勘定払戻請求については、書面による依頼または請求を行うことができません。

障害時の対応
利用細則
(共通事務)
第1編VI. 参照

(注1) 障害時には、日銀当座勘定取引店は、2.(1)および(2)に定める依頼または請求のための電文のセンターにおける受信の有無および当該電文にもとづく入金または引落の実行の有無を確認したうえで、指示を行います。オンライン取引先は、遅滞なく、当該指示に従ってください。

(注2) 振替依頼書にもとづき通常振替の依頼を行う場合には、当座勘定備考コード欄、受取顧客欄、依頼顧客名欄および記事欄への入力を依頼することはできません。

(注3) 「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」については、小切手および海外預り金勘定入金依頼書を使用します。

- 第1編Ⅱ. 2. を横線のとおり改める。

2. 通常振替の実行

日本銀行は、「振替依頼」を受信した場合には、振替依頼人の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、当該「振替依頼」の内容にもとづき、遅滞なく、振替依頼人の当座勘定からの引落および振替金受取人の当座勘定または準備預り金口座への入金を行います。

この場合、日本銀行は、振替依頼人に対して「当座勘定振替済通知」(2111-00600、2111-01900^(注))を、オンライン取引先である振替金受取人(出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を入金口座とする振替金受取人を除きます。)に対して「当座勘定入金通知」(2111-00200、2111-00300)を、それぞれ送信します。また、日本銀行は、振替依頼人が「振替依頼」において、受取顧客欄、依頼顧客名欄または記事欄への入力を行った場合には、その内容を、当該振替金受取人に対して送信する「当座勘定入金通知」に表示します。

なお、振替金受取人が非オンライン取引先である場合または出先拠点にかかる当座勘定もしくは現金関連取引専用当座勘定を入金口座とするオンライン取引先である場合には、通常振替依頼を行うときに当該通常振替依頼の原因となった取引を行った部署等を通じて必ずその旨を振替金受取人に連絡してください。

以下略(不変)

- 第1編Ⅲ. 1. ①(注)を横線のとおり改める。

(注) 金融機関等が取引拠点(「日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準(取引の拠点にかかる基準)」に定める取引拠点をいいます。)として取引先以外の自己の施設または代理人たる別法人の施設出先拠点を指定する場合および現金関連取引専用当座勘定を通じた当座預金取引を行う場合には、逆引通知店および被逆引店が同一の営業所等となることがあります。この場合には、当該連絡は不要です。

- 第1編Ⅲ. 2. を横線のとおり改める。

2. 逆引振替の実行

日本銀行は、「逆引通知」を受信した場合には、被逆引店の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、当該「逆引通知」の内容にもとづき、遅滞なく、被逆引店の当座勘定からの引落および逆引通知店の当座勘定への入金を行います。

この場合、日本銀行は、逆引通知店に対して「当座勘定入金通知・逆引」(2112-00100)を、オンライン取引先である被逆引店(出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を引落口座とする被逆引店を除きます。)に対して「当座勘定振替済通知・逆引」(2112-00200)を、それぞれ送信します。

以下略(不変)

- 第1編Ⅵ. を横線のとおり改める。

Ⅵ. 当座勘定払戻請求

オンライン取引先は、日銀ネットを利用して、当座勘定払戻請求を行うことができます^(注)。

(注) 略(不変)

また、オンライン取引先は、日銀ネットを利用して、同一の金融機関等に属する他の取引先に代わって、当該取引先の当座勘定の払戻の請求(以下「他の取引先のための業務区域外からの払戻請求」といいます。)を行うことができます^(注)。

(注) 取引先の現金関連取引専用当座勘定の払戻については、当該取引先がオンライン取引先であり、かつ当座勘定払戻請求を行う場合を除き、当該取引先と同一の金融機関等に属するオンライン取引先のいずれかが他の取引先のための業務区域外からの払戻請求を行う必要があります。

1. 「払戻請求（日本銀行本支店等）」の送信

払戻請求入力先は、当座勘定払戻請求を行う場合には、所定の端末操作手順（業務処理区分コード：211501）に従い、「払戻請求（日本銀行本支店等）」を日本銀行に送信します。この場合において、払戻請求入力先は、他の取引先のための業務区域外からの払戻請求のための「払戻請求（日本銀行本支店等）」の送信を行ったときは、当座勘定払戻先との間で、取引内容等について十分に連絡を取り合ってください。

この場合、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限ります。ただし、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合に指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日の翌営業日に限ります。

市中流通拠点において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、取引実行日として「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」にもとづき日本銀行から通知された払戻日を、払戻金額として同細則にもとづき日本銀行から通知された金額を、それぞれ指定するとともに、受領権限者IDとして「999999」を指定してください。

保管店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、受領権限者IDとして「888888」を指定してください。

直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には受領権限者IDとして「999999」を指定してください。

日本銀行は、「払戻請求（日本銀行本支店等）」を受信した場合には、払戻請求入力先に対して、「当座勘定払戻請求電文処理済通知（日本銀行本支店等）」（2115-00100）を送信します。日本銀行は、当該「当座勘定払戻請求電文処理済通知（日本銀行本支店等）」に受付番号を表示します。

当座勘定払戻先は、日銀当座勘定取引店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」に従い、支払金内訳をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

当座勘定払戻先は、保管店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」に従い、銀行券払出依頼書をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

当座勘定払戻先は、直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」に従い、支払金内訳をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

2. 暗証番号の取得

略（不変）

当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定払戻請求にもとづく当座勘定の払戻を受ける場合には、受付番号および暗証番号が必要となります。

払戻請求入力先は、暗証番号を取得する場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」の送信後に受信した「当座勘定払戻請求電文処理済通知（日本銀行本支店等）」に表示された受付番号にもとづき、所定の端末操作手順（業務処理区分コード：214182）に従い、「暗証番号（日本銀行本支店等）」を日本銀行に送信します。

なお、「暗証番号（日本銀行本支店等）」において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限ります。

日本銀行は、「暗証番号（日本銀行本支店等）」を受信した場合には、払戻請求入力先に対して、「暗証番号（日本銀行本支店等）」（2141-00300）を送信します。

当該暗証番号は、第三者へ漏えい等することがないように、厳格に取扱ってください。

払戻請求入力先は、他の取引先のための業務区域外からの払戻請求に関する「暗証番号（日本銀行本支店等）」を受信した場合には、当座勘定払戻先に対して、遅滞なく、当該「暗証番号（日本銀行本支店等）」に表示されている受付番号および暗証番号を連絡してください^(注)。

(注) 受付番号および暗証番号を取得していない場合、当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定払戻請求にもとづく当座勘定の払戻を受けることができませんので、十分に注意してください。

3. 当座勘定の引落の実行

日本銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を確認したときは、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、1. の請求の内容にもとづき、遅滞なく、当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行います。

①当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店において当座勘定の払戻を受ける場合

当座勘定特則第4条の4第1項各号または、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則」第7条第1項各号または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」第6条第1項各号に規定する事項

② }
∩ } 略（不変）
④ }

日本銀行は、当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行った場合には、オンライン取引先

である当座勘定払戻先（ただし、出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受ける当座勘定払戻先または自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける当座勘定払戻先を除きます。）に対して「当座勘定引落通知（払戻請求（日本銀行本支店等）」（2111-00700）を、払戻請求入力先（出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受けるために行う払戻の請求、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受けるために行う払戻の請求または他の取引先のための業務区域外からの払戻請求を行った払戻請求入力先に限ります。）に対して「当座勘定引落通知（払戻請求（日本銀行本支店等）」（2111-00800）を、それぞれ送信します（注）。

（注）日銀ネット電磁的記録使用金融機関（「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第2条第2号または「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第2条第2号の日銀ネット電磁的記録使用金融機関をいいます。）は、「当座勘定引落通知（払戻請求（日本銀行本支店等）」（2111-00700 または 2111-00800）の内容が当座勘定の払戻の事実と相違ないことを確認してください。ただし、日銀ネットの障害等により当該確認ができない場合には、「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」または「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」にもとづき、直ちに、日銀当座勘定取引店にその旨を連絡してください。

(2111-00700、2111-00800)

略（不変）

(注1) }
∫ } 略（不変）
(注4) }

4. 「払戻請求（日本銀行本支店等）」の取消および訂正

払戻請求入力先は、「払戻請求（日本銀行本支店等）」にもとづく当座勘定からの引落が行われるまでの間、日銀ネットを利用して、当該「払戻請求（日本銀行本支店等）」の取消または訂正を行うことができます（注）。

（注）略（不変）

払戻請求入力先は、当該取消または訂正を行った「払戻請求（日本銀行本支店等）」が他の取引先のための業務区域外からの払戻請求に関するものである場合には、当座勘定

払戻先との間で取引内容等について十分に連絡を取り合ってください。

以下略（不変）

- 第1編Ⅷ. 1.（注4）を横線のとおり改める。

（注4）振替金受取人の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードを表示します。振替金受取人が非オンライン取引先の場合または出先拠点にかかる当座勘定もしくは現金関連取引専用当座勘定を入金口座とするオンライン取引先である場合には冒頭に「*」が表示されます。

- 第1編Ⅷ. 2. を横線のとおり改める。

2. 入金関係通知

日本銀行は、次の各号に掲げる当座勘定の入金を行った場合には、入金先となるオンライン取引先（出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を入金口座とするオンライン取引先を除きます。）に対して、当該各号に定める通知を送信します。

以下略（不変）

- 第1編Ⅷ. 3. を横線のとおり改める。

3. 引落関係通知

日本銀行は、日銀窓口において呈示を受けた小切手にもとづく当座勘定の引落その他のオンライン取引によらない引落を行った場合には、引落先となるオンライン取引先（出先拠点にかかる当座勘定を引落口座とするオンライン取引先を除きます。）に対して、「当座勘定引落通知」（2111-00400）を送信します。

以下略（不変）

- 第2編の業務処理区分「当座勘定 振替依頼 振替依頼」（コード211101）の概要を横線のとおり改める。

概要

指定した金額を自己の当座勘定から引落し、これを振替金受取人の当座勘定または準備預

り金口座に入金する振替の依頼を行います。また、「振替依頼」の送信に当たっては、受取顧客欄、依頼顧客名欄または記事欄を任意で入力することができます。

この場合、日本銀行は、これらの欄に入力された内容を、オンライン取引先である振替金受取人（出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を入金口座とする振替金受取人を除きます。）に対して通知します。振替依頼人は、これらの欄に入力する場合には、銀行法その他の法律に抵触しないよう十分に注意してください。

- 第2編の業務処理区分「当座勘定 振替依頼 振替依頼」（コード211101）の出力帳票（注5）を横線のとおり改める。

（注5）振替金受取人の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。振替金受取人が非オンライン取引先である場合または出先拠点にかかる当座勘定もしくは現金関連取引専用当座勘定を入金口座とするオンライン取引先である場合には、冒頭に「*」が表示されます。

- 第2編の業務処理区分「当座勘定 振替依頼 振替依頼」（コード211101）の参考を横線のとおり改める。

参 考

オンライン取引先である振替金受取人（出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を入金口座とする振替金受取人を除きます。）には次の電文が送信されます。

以下略（不変）

- 第2編の業務処理区分「当座勘定 逆引通知 逆引通知」（コード211201）の参考を横線のとおり改める。

参 考

オンライン取引先である被逆引店（出先拠点にかかる当座勘定または現金関連取引専用当座勘定を引落口座とする被逆引店を除きます。）には次の電文が送信されます。

以下略（不変）

- 第2編の業務処理区分「当座勘定 入金・払戻請求 払戻請求（日本銀行本支

店等)」（コード211501）のを横線のとおり改める。

- ④

出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受けるための当座勘定払戻請求、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受けるための当座勘定払戻請求または他の取引先のための業務区域外からの払戻請求を行う場合には、払戻を受ける取引先を指定します（払戻を受ける取引先が自店である場合には、この入力省略することができます。）。
以下略（不変）